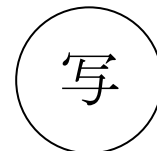


令和4年（2022年）3月23日開会

令和4年（2022年）第4回

茨木市教育委員会定例会

会 議 録



茨木市教育委員会

◆ 令和4年3月23日(水)第4回教育委員会定例会を南館10階大会議室で開催した。

◆ 出席委員

教 育 長	岡 田 祐 一
教育長職務代理者	武 内 由紀子
委 員	堀 村 佳奈子
委 員	前 川 佳 之
委 員	堀 井 孝 容

◆ 本委員会に出席した者

教 育 総 務 部 長	小 田 佐衣子
教 育 政 策 課 長	辻 田 新 一
学 務 課 長	中 坂 有 希
施 設 課 長 代 理	宮 崎 茂 生
社会教育振興課長	松 本 栄 子
歴 史 文 化 財 課 長	木 下 典 子
中 央 図 書 館 長	吉 田 典 子
学 校 教 育 部 長	加 藤 拓
学校教育推進課長	青 木 次 郎
学校教育推進課参事	梶 西 学
教 職 員 課 長	岩 城 大 将
教育センター所長	新 川 正 知
こども育成部長	山 寄 剛 一
保育幼稚園総務課長	中 路 洋 平
保育幼稚園事業課長	村 上 友 章

◆ 署名委員

委 員	堀 井 孝 容
-----	---------

(令和4年3月23日(水)、午後2時00分)

議事日程 (令和4年第4回茨木市教育委員会定例会)

(於：市役所南館10階大会議室)

日程	議案番号	件名	摘要
1		会議時間の決定について	
2		会議録署名委員指名について	
3		会議録の承認について	
4		諸般の報告について	
5	報告2	令和4年度 教育費予算について	
6	6	茨木市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について	
7	7	茨木市教育委員会事務局設置に関する規則等の一部改正について	
8	8	茨木市立幼稚園職員服務規程の一部改正について	
9	9	茨木市立文化財資料館運営審議会委員の委嘱について	
10	10	職員人事について	
11			

(14時00分 開会)

岡田教育長

それでは、ただいまから令和4年第4回茨木市教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、委員会を傍聴したいとの申し出がありますので、ここで入室していただきます。それでは、傍聴者を入室させてください。

(傍聴者入室)

岡田教育長

本日の出席者は5名でありまして、会議は成立いたしております。なお、本委員会には部長以下、説明員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 「会議時間の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間は午後4時までといたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、本日の会議時間は午後4時までと決定いたします。

日程第2 「会議録署名委員指名について」。

本件は、茨木市教育委員会会議規則第17条の規定により、堀井委員をご指名申し上げますので、よろしくお願いたします。

日程第3 「会議録の承認について」を議題といたします。

「令和3年第14回茨木市教育委員会定例会会議録(案)」及び「令和4年第1回茨木市教育委員会定例会会議録(案)」についてをお諮りいたします。

ご異議ございませんでしょうか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認め、「令和3年第14回茨木市教育委員会定例会会議録（案）」及び「令和4年第1回茨木市教育委員会定例会会議録（案）」については承認することといたします。

日程第4 「諸般の報告」を行います。

小田教育総務部長が報告

岡田教育長

以上の報告について、何かご質問はございませんか。

武内委員

2月5日のPTA大会ですけれども、ライブ配信と、会場も入ることができる設定だったのででしょうか。それと、この63人の方がライブ配信で見られたということですから、この63人というのは、各小中学校のPTAの関係の方ということでしょうか。

松本社会教育振興課長

PTA大会ですけれども、当初の予定では会場参加とオンライン配信のハイブリット形式で考えておられましたけれども、年明けからの新型コロナウイルスの急激な拡大によりまして、オンライン配信のみの実施に変更になりました。

直前の変更ということでしたので、また、オンライン配信でも臨場感を伝えるために場所はクリエイトセンターホールからのYouTube配信という形で、来賓の市長と、主催者側の教育長等につきましてはご登壇をいただいて、PTAの大会宣言のほか、2部の茨木っ子プランネクスト5.0についてのパワーポイントを使ってのプレゼンテーションと、3部の東京パラリンピック柔道代表の松本さんの講演につきましても、その場からやっていただいたものをライブ配信したということになります。

視聴者63人というのは、PTAの会員の方と、一部、その他関係者の方が視聴されたということになっております。

岡田教育長

よろしいでしょうか。ほか、ございませんか。

それでは、以上をもちまして、「諸般の報告」を終わります。

議事の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

休 憩（14時07分）

再 開（14時09分）

岡田教育長

それでは、再開いたします。

日程第5 報告第2号「令和4年度教育費予算について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小田教育総務部長

令和4年度教育費予算につきまして、市長に申し入れを行い、それらを含む予算案がまとまりましたので、報告いたします。

令和4年度予算につきましては、「コロナ禍に負けない“次なる茨木”」をさらに進めていくことを踏まえ、『今』と『将来』への取組として、コロナ禍と災害に負けない安全・安心のまちづくり、豊かさ・幸せを実感できるまちづくり、まちづくりを支える「財政の健全性」の確保、の実現を基本に据え、教育行政の一層の充実・向上を図るため、効果的な予算の確保に努めたところでございます。

予算の概要でございますが、お手元の資料の1ページをご覧ください。まず、市全体の歳入合計は1,076億9,000万円でありまして、前年度と比較し、64億8,000万円、6.4%の増となっております。増額の主な要因としましては、市民会館跡地エリアにおける新施設等の整備、ごみ処理施設の長寿命化工事、ダム周辺の整備による繰入金、市債（建設債）の増によるものです。

続きまして、歳出予算であります。資料の2ページをご覧ください。市全体の歳出合計は1,076億9,000万円、その内教育費につきましては、歳出予算総

額が92億5,430万円でありまして、前年度と比較し、1億6,693万2,000円、1.8%の増となっております。増額の主な要因といたしましては、教職員用端末の最適化、小中学校の体育館の空調設備の整備、トイレの改修に係る費用の増等でございます。

続きまして、3ページから4ページまでは、「当初予算の主な内容」、5ページは、「新型コロナウイルス感染症対策に係る対応経費について」でございます。なお、各項目の説明については、会議時間短縮のため、割愛させていただきます。

以上でございます。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。何かございませんか。

前川委員

内容につきましては、以前から説明を受けておりますので、特に異議はございません。

要望といたしましては、施設整備の関係の予算がたくさんありますので、これらについては、特に契約事務などは早期に行って、しっかり予算執行をお願いしたいと思います。

以上です。

岡田教育長

ほかに何か、ご質疑ございませんか。

武内委員

中身とは関係ないかと思いますが、資料5ページの一番下の参考の令和3年度繰越明許費補正分とはどういうことか分からないので、教えてください。

辻田教育政策課長

これは、11月26日に閣議決定されました国の補正予算で、それを今年の2月の補正で上げさせていただいたものでございます。国の補助金ですので年度内執行とい

うことが前提になるのですけれども、物理的に2月に補正を上げて、3月に事業を終了することは難しく、そういった場合には地方自治法と茨木市財務規則に基づく繰越明許という手続きにより、そのお金を翌年度に繰り越しますので、そういう手続を経た繰越明許費の状況を記載させていただいているとご理解いただけたらと思います。

武内委員

この令和4年度に、これだけの分を使っていくということになるのでしょうか。

辻田教育政策課長

現実問題といたしましては、令和3年度のお金ということではございますけれども、令和4年度に執行する、そのための手続が繰越明許という手続になっております。

武内委員

分かりました。

堀井委員

3ページの新型コロナウイルスへの対応、1. PCR検査等費用の助成ですけれども、これは具体的に、例えばPCRの民間検査所は値段が違いますよね。これは一律、教職員に同額を支給するのか、それか費用を払うのかどちらになるのでしょうか。

岩城教職員課長

PCR検査の教職員への助成の現状でございますが、教職員の中で、行政検査の対象ではなく感染不安がありPCR検査を受けたいという場合には、学校に常に2セット検査キットを置いておまして、それを使って病院に持ち込むという形になります。病院は指定の病院がありまして、そこで検査をして、早ければ、もうその日のうちに検査結果が分かるようになっております。市教委といたしましては、ひと月ごとに使用した検査キットに合わせたお金を支払うというような形になっております。

堀井委員

ちなみにそれは、お幾らなのでしょうか。

岩城教職員課長

単価1万1,000円となっております。

堀井委員

ありがとうございます。あと、令和3年度に各学校に配付された抗原キットはどうなりましたでしょうか。

岩城教職員課長

10月に文科省から届いたものですが、先ほど使用しているPCR検査のほうで第5波については対応ができておりましたので、第5波のときには抗原簡易キットは結局、使わなかったという状況でした。ただ、第6波になりまして、PCR検査が間に合わないようなこともありましたので、第6波の一番のピークであった1月中旬頃に初めて抗原簡易キットを使ったのですが、その後、使用期限が切れてしまいまして、大部分は使えないままとなっております。

堀井委員

ありがとうございます。

岡田教育長

ほかはどうでしょうか。

堀村委員

4ページの項番14のGIGAスクール構想の推進等による学校等への問合せ対応の充実というところで、新規事業に上げられているのですけれども、これはどういうものになるのでしょうか。大阪府がつくったGIGAスクール運営支援センターに委託するような形になるのでしょうか。

新川教育センター所長

GIGAスクール構想の実現において、1人1台端末の安定的運用というところで、

大阪府がG I G Aスクール運営支援センターを設立しました。そこへ、私たちも参加の希望を表明した形になります。これはタブレット端末の操作等についての問合せ対応になっておりまして、平日だけでなく土曜日、日曜日、祝日に各家庭で操作等が分からない場合等の問い合わせへの対応を直接していただけるというメリットがございます。

堀村委員

ありがとうございます。7月開設予定ということですがけれども、今まではどのような対応をされていたのでしょうか。

新川教育センター所長

操作等に関わる保護者からの問合せで、学校で分かる範囲のことであれば、学校で対応していただいたということはありません。また、機器の故障等に関して、保護者が学校に連絡をして、学校からいわゆるその業者のサポートセンターに電話していただき、そこから対応の指示とか、また故障時は回収というような対応もさせていただいておりました。

堀村委員

では、学校の負担が減って、そちらに充実した対応ができるということですね。ありがとうございます。よろしくお願いします。

岡田教育長

ほかはどうでしょうか。よろしいですか。それでは、これもちまして、令和4年度教育費予算についての報告を終わります。

議事の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

休 憩（14時21分）

再 開（14時22分）

岡田教育長

それでは、再開いたします。

日程第6 議案第6号「茨木市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

加藤学校教育部長

議案第6号につきまして、説明いたします。

本件は、茨木市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則について、別紙のとおり制定するものであります。

本市では、現在、全ての小中学校に学校運営協議会のベースとなる学校協議会を設置しており、学校の取組に対して保護者や地域住民等と意見交換を行い、地域に「開かれた学校」の推進に努めてまいりました。

来年度からは、この「開かれた学校」から一步前進させ、地域でどのような子どもたちを育てるか、何を実現していくのかという目標やビジョンを保護者や地域の方と共有し、学校と地域が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」をつくるために、既存の学校協議会をベースとし、学校運営協議会を設置することとしております。

学校運営協議会は、法律に基づき設置するもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない」と定められております。

現在の学校協議会との違いについては、大きく4点ございます。1点目は、学校運営協議会委員は、校長が作成する学校運営の基本方針を承認することによってございます。2点目は、同委員は学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができます。3点目は、教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べることによってございます。4点目は、同委員は地方公務員法第3条第3項に規定される、非常勤特別職の地方公務員として、教育委員会が任命するため、報酬を定めております。

本市教育委員会として、茨木っ子プランネクスト5.0の重点項目である地域連携の一層の推進に向け、本規則を制定することについて、ご提案申し上げます。

また、附則として、第1項で令和4年4月1日から施行する旨を定め、第2項で学校運営協議会の設置に伴い、茨木市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第3条の4、学校協議会に関する条文を削除いたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

堀村委員

説明ありがとうございます。学校運営協議会に変われば、教職員の任用に関しても教育委員会に意見が述べられるということですが、それについて定めたのが、この第5条第2項という理解でよろしいでしょうか。

梶西学校教育推進課参事

今おっしゃっていただきましたとおり、この第5条第2項の記載が、そちらに当たるものでございます。

堀村委員

ありがとうございます。この基本的な方針の実現に資する事項と教育上の課題を踏まえた一般的な事項というところで、何か具体的に想定されているようなことはございますでしょうか。

梶西学校教育推進課参事

例えば、この会議の中で、委員の方々から、校長が示すグランドデザインについて目指す子ども像が、こういう力をつけるということであれば、もっとこのカリキュラムの中にこういう力がつくような取組を入れてはどうかという意見であったり、また社会の授業の中で、たとえば自動車産業の授業をしているのであれば、地域の工場を見学したり、ゲストティーチャーなどに来てもらってはいかがかというような意見を

想定しております。

堀村委員

分かりました、ありがとうございます。

加藤学校教育部長

第5条第2項は、ここに書いておりますとおり対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項のうちということですので、ここに「特定の個人に関する事項を除く。」と書いていますように、例えばA先生がもう、この学校にはふさわしくないから異動すべきだとか、そういう個人の資質等に関することは除いて、基本的な方針の実現に資する事項及び教育上の課題を踏まえた一般的な事項というのは、例えば、本校では英語教育を進めていきたいから英語の教員を増やすべきであるなどの、学校としてこういう教員で学校運営をしていってほしいという、そういった意見をもらうという意味でございます。

堀村委員

ありがとうございます。

前川委員

第13条の関係で、ちょっと教えていただきたいのですが、教育委員会が協議会の運営状況について必要に応じて指導及び助言を行うとともに云々というのが書かれているのですが、実際、協議会の運営状況について教育委員会としては、どういう形で把握することができるのでしょうか。第8条では、教育委員会として、対象学校の校長から申出があったときは、委員の委嘱又は任命について意見を聴取すると書かれています。この運営状況についてはどのような形で教育委員会に関わるのか、この条文からでは少し分かりづらいので教えていただけますでしょうか。

梶西学校教育推進課参事

まず、対象学校につきましては、年度初めに学校運営協議会の計画を提出するとともに、学期ごとに運営協議会を開催したのち、速やかにその報告書を提出するものと

しております。その報告書から、この運営協議会の実施内容について把握するものと考えております。

前川委員

ということは、そこで報告があったものを、この教育委員会にも報告されると理解してよろしいでしょうか。

梶西学校教育推進課参事

対象学校から事務局に報告があるということでございます。

岡田教育長

教育委員には報告はありますか。

梶西学校教育推進課参事

教育委員会の事務局のほうに報告があるというものでございます。

前川委員

そういう形で運営されるということは分かりました。ただ、そうなると結局、この教育委員会としては、事務局から報告がなければ、ここに書かれているような指導及び助言というものはできないというか、する必要がないと理解してよろしいのでしょうか。

梶西学校教育推進課参事

まず、この対象学校からの報告がその内容の把握の1つでありますとともに、各学校からグランドデザインが示されますので、各学校でこのグランドデザインがどのように実施され、そして実現されていくのかということは年間を通して、随時確認してまいりたいと考えております。

岡田教育長

それは事務局が確認するだけで、教育委員にはそういう情報は伝わるのでしょうか。

梶西学校教育推進課参事

内容につきましても、特筆すべきこと、また教育委員会で確認をすべきことが出てきましたら随時報告はさせていただきたいと考えております。

前川委員

現実的には、膨大な資料になりますので、それを定例会に報告いただいたとしても、教育委員としても、全部を見てチェックというのは、なかなか現実的ではないと思います。ただ、この13条の規定が我々教育委員にとっては非常に重い規定というか、もしも何か学校や学校運営協議会の中で、問題が生じて、教育委員会としてはどのように考えているのだということを問われたときに、ここの条文に明記されていますので、そういう意味では、この13条を踏まえて、この教育委員会との関係をどうしていくのかということは、実際これから、4月がスタートですので、少しその点は頭に置いておいていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

岡田教育長

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。質疑を打ち切りましても、ご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

それでは、ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

ただし、今、教育委員から言われたところは、念頭に置いて対応をお願いしたいと思います。

議事の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

休 憩 (1 4 時 3 4 分)

再 開 (1 4 時 3 5 分)

岡田教育長

それでは、再開いたします。

日程第7 議案第7号「茨木市教育委員会事務局設置に関する規則等の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小田教育総務部長

議案第7号につきまして、説明を申し上げます。

本件は、効率的な行政運営を図るため、学校教育推進課及び教育センターに置かれているグループにグループ長を設置することから、所要の改正を行うものです。また、行政機構の再編整備に伴い、学校教育推進課に「就学環境調整グループ」を追加することなどから、所用の改正を行うものです。

改正の内容といたしましては、まず、各規則におきまして、職員等の補職名を定める表等に「グループ長」を加えます。また、茨木市教育委員会事務局組織規則に関しましては、内部組織について定める表におきまして、学校教育推進課に「就学環境調整グループ」を加え、分掌事務を定める表におきまして、学校教育推進課の分掌事務

のうち「就学指導に関すること」を「就学相談に関すること」に改め、同課の分掌事務に「学校運営協議会に関すること。」を加えます。

最後に、附則といたしまして、令和4年4月1日から施行する旨を定めております。

なお、参考資料として規則の新旧対照表をご配付いたしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

武内委員

この係というものと、グループというものとの関係がよく分からないのですけれど、改正後には、グループ長がいて、その次に係長がいるという形になるのでしょうか。

青木学校教育推進課長

このグループ長につきましては、まず、平成22年に学校教育推進課が設立されたときに、グループについて定められたのですけれども、そのとき、例えば参事なり、各グループにリーダー的立場の者がいたのですが、職として、各グループの長であるということがきちっと位置づけられていないという形で、決裁の権限の関係上、グループ長に当たる立場の者が決裁するという形がとれないということもありまして、グループ長をこの規則の中にきちっとした形で位置づけることによって、より権限を明確にしたという形になっております。

係とグループの違いにつきましては、現在もそうなのですけれども、1つの係ではなくて、例えば学力向上グループなど、それぞれの教育課題ごとにグループというものを、もう既に設けておりまして、1つの係よりは広い範囲の業務を行っていくという形の、1つのくくりになっております。

武内委員

グループのほうが、係よりも幅広いということですか。

青木学校教育推進課長

係よりも、より広範囲という形になります。

堀井委員

公的文書とか公的役職にあまり横文字を入れたい方がいいのではないかというのが、僕の個人的な考えです。国のほうでもマニフェストとか、いろいろ横文字を入れていますが、それによって本来の意味をぼやけさせてしまう効果があります。グループは英語からの言葉ですけど、今、武内先生がおっしゃっておられるのが、結局、この日本語の中で、グループというのは一体どういう範疇を指すのかというのが曖昧になっているということですよ。結局、そこが問題じゃないかと思います。だから、日本語の役職の中で用いるのであれば、日本語で統一した方がいいのではないかと思います。

加藤学校教育部長

堀井先生のご指摘も一理あると思いながら、我々の整理の仕方としましては、係もグループも1つのまとまりです。ただ、グループのほうは、より広範囲にするということですが、今は現実として参事という課長級の者がグループ長を務めております。係のほうは係長が務めております。スタートは学力向上から始まっておりますが、1係で行うよりも広範囲な仕事を課長級の者がリーダーとなって、そのグループで進めるということで今、グループというものを学校教育推進課及び教育センターのほうで置いております。

ですので、堀井先生のご指摘のように、日本語と英語が混在することにより紛らわしさがあるのは承知しておりますが、我々として、そういう使い分けをさせていただいているという現状でございます。

武内委員

それでしたら、グループの中に幾つかの係があるのでしょうか。

加藤学校教育部長

グループの中に係があるのではなくて、それぞれ1つ1つのまとまりです。それで、それを係長級の者が束ねるのか、グループ長、いわゆる課長級の者が束ねるのかとい

うことを、守備範囲といいますか業務の範囲や広さに応じて、使い分けているというところですか。

もうちょっと具体的に申し上げますと、学校教育推進課については、係はいわゆる庶務のことや、事務的な給料の支払いであるとか出勤であるとか、そういうことを係長がリーダーとなって係でやっております。学校教育に関わることについては、もう少し守備範囲が広くなり、指導主事の人数も多いですし、グループ長である課長級の参事はその指導主事を束ねていますので、グループの中に係があるというのではなくて、それぞれ独立したもので、それを最終的には課長が束ねているという形になっています。

前川委員

説明としては理解しました。大阪府は、年代は覚えていないのですが、係を全て廃止して、グループ制になりました。これは、当時の団塊の世代が昇格するためのポストとして、係長級の係長を廃止して、課長代理級のグループ長に全て変えたというような背景がありました。

ただ、現実的には、私の個人的な意見としては、もちろんグループ長も大事ですけども、若い年代のときに係長として業務を束ねられるということも非常に重要だと思いますので、茨木市が今、こういう形で運用されているのであれば、それはそれで1つの方法かなとは思いますが。

ただ、対外的に見れば、確かにグループ長と係長というのは一体どう違うのかが分かりづらいというところもありますので、これは人事行政の基本に関わる場所ですので、慎重にご検討いただければいいかと思いますが、私は個人的にはどちらかというと、グループとして束ねていくのではなくて、係長をしっかりと、若い年代で置いて、それらを横断的に束ねるような参事とかを置くといった運用もできるかだと思います。今の点については、私の個人的な意見ですので、参考にしていただければと思います。

小田教育総務部長

グループにつきましては、茨木市事務分掌条例施行規則というものがございまして、市役所の中の組織として、部に課、グループ及び係を設けるとなっております。市役所全庁的に課の中にグループというものを設けているという状況でございます。

ですので、ほかの部にもそれぞれグループというものがあまして、非常に便利使っているようなところもございますが、市役所の組織としてグループというものが全庁的に認められているといった状況でございます。そのグループを、教育委員会も活用しているといった状況でございますので、グループという名称をどうするかという議論は、ちょっと市役所全庁的なバランスからいうと、なかなか教育委員会だけで判断しがたいという部分がございます。

武内委員

先ほど、加藤部長からご説明があったのですが、係は庶務的なことをされる部署だけなのですね。学校教育に関係があるような庶務もあると思いますが、そこが係ということではないのでしょうか。係というものと、グループというものとのつながりというか、関係性がよく分かりません。

小田教育総務部長

口頭ではなかなか分かりづらいところがございますので、一旦持ち帰らせていただきまして、次の定例会で、そのグループというのが一体どういった形で市役所が使っているのかと、分かりやすいような表などを用いて改めてご説明をさせていただきたいと思います。

武内委員

そうですね、何か組織図みたいなものがあつたら分かりやすいんですけど、どう捉えていいのかが頭の中のだけでは構築できにくいので、そのあたりがはっきり分かるような形にして説明していただけたらと思います。

岡田教育長

ほか、よろしいでしょうか。この件は、これで終わらせてもらってよろしいですか。それでは、お諮りいたします。質疑を打ち切りましても、ご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。これでよろしいでしょうか。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

組織図については、後日また報告していただいて、分かりやすい方法で説明をお願いしたいと思います。

それでは、本件は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議事の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

休 憩 (14時49分)

再 開 (14時50分)

岡田教育長

再開をいたします。

日程第8 議案第8号「茨木市立幼稚園職員服務規程の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山寄こども育成部長

議案第8号につきまして、説明を申し上げます。

本件は、茨木市立幼稚園条例を改正したことに伴い、市立認定こども園における職員の勤務時間を整理するため所要の改正を行うものです。

まず、第1条では認定こども園における職員の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日について定める別表第2において、勤務時間の割振りを土曜日においても他の曜日と同じ時間帯に割り振ります。

次に、第2条では認定こども園以外の幼稚園における職員の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日について定める別表第1を削るとともに、規定を整理し、各様式において、茨木市立を、茨木市立認定こども園とします。

附則といたしまして、この規程の執行期日を令和4年4月1日とするとともに、第2条の規定を令和8年4月1日とする旨を、また、第2条の規定による改正前の規程によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない旨を規定しております。

なお、参考資料といたしまして、規程の新旧対照表をご配付しております。

以上で、議案の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。どうでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。質疑を打ち切りましても、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議事の途中ではありますが、暫時休憩いたします。15時から再開します。

休 憩 (14時53分)

再 開 (15時00分)

岡田教育長

それでは、再開いたします。

日程第9 議案第9号「茨木市立文化財資料館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

武内委員

議案第9号は人事案件ですので、非公開でお願いします。

岡田教育長

ただいま、武内委員から非公開の動議が提出されましたが、本件を非公開とすることに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、本件につきましては非公開といたします。

<非公開>

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成でよろしいでしょうか。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

それでは、本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議事の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

休 憩 (15時10分)

再 開 (15時11分)

岡田教育長

それでは、再開いたします。

日程第10 議案第10号「職員人事について」を議題といたします。

武内委員

議案第10号は人事案件ですので、非公開でお願いいたします。

岡田教育長

ただいま、武内委員から非公開の動議が提出されましたが、本件を非公開とするこ

とに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、本件につきましては非公開といたします。

<非公開>

岡田教育長

それでは、ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。原案のとおりでよろしいでしょうか。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしました。

令和4年第4回茨木市教育委員会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

(15時33分 閉会)

以上会議の顛末を記載し、茨木市教育委員会会議規則第17条によりここに署名する。

令和4年3月23日

茨 木 市 教 育 委 員 会

教 育 長 _____

署 名 委 員 _____

令和4年第2回茨木市教育委員会定例会事務報告

令和4年1月29日～令和4年3月11日

	月 日	行 事 名	場 所	出 席 者	担 当 課
①	2月5日(土)	子どもセミナー(自然工作) (参加者:22人)	上中条青少年センター	関係職員	社会教育 振興課
②	2月5日(土)	第45回茨木市PTA大会 (ライブ配信視聴者数:63人 アーカイブ 配信総再生回数:355回)	オンライン開催 (YouTubeのライブ配信 及びアーカイブ配信)	市長 教育長 関係職員	社会教育 振興課
③	2月12日(土)	第2土曜科学教室「ものづくり体験教室」 (参加者:19人)	クリエイトセンター	関係職員	教育セン ター
④	1月29日(土) 2月19日(土)	子どもセミナー(パステルdeゆきだるま) (参加者:32人)	上中条青少年センター 各いのち・愛・ゆめセ ンター	関係職員	社会教育 振興課
⑤	2月12日(土) 2月19日(土)	子ども向け工作等行事 (参加者:85人)	中条図書館 水尾図書館	関係職員	中央図書 館
⑥	2月26日(土)	子どもセミナー(マジック教室) (参加者:41人)	上中条青少年センター	関係職員	社会教育 振興課
⑦	2月3日(木) ～ 3月10日(木)	おはなし会 (開催回数:16回 参加者:183人)	中央図書館ほか	関係職員	中央図書 館